

6月20日(日)は 町長選挙の投票日です。



**播磨町の将来のために
忘れずに投票しましょう**

播磨町長の任期満了に伴い、町長選挙を行います。

町の将来を担う代表を選ぶ大切な選挙です。有権者の皆さんの大切な一票を無駄にすることのないよう、必ず投票しましょう。

▼問合せ 選挙管理委員会 ☎079(435)0357

告示日 6月15日(火)

投票日 6月20日(日)

投票時間 午前7時～午後8時



投票をするときの注意事項

- ・投票用紙には、正しくはっきりと書きましょう
- ・2人以上の名前を書いたり、○×などその他余計なことを書くとは無効になります
- ・投票通知書が届かなかつたり、紛失したり、投票所に持っていくことを忘れてしまったら、自分の所属する投票区の投票所で受け付けに申し出て下さい
- ※投票通知書は、選挙人の確認のために発行しているもので、投票通知書がなくても投票はできます。

**第12投票所の
場所が変わります**

播磨西幼稚園の改築に伴い、工事終了までに行われる選挙については、第12投票所を播磨西幼稚園から播磨西小学校体育館に変更いたします。

なお、他の投票所については従前の通り変更はありません。

期日前投票

6月20日(日)の投票日に仕事、買い物、レジャーなどで投票所へ行けない方は、期日前投票をすることができます。

▼期間 6月16日(水)～19日(土)

午前8時30分～午後8時

※告示日6月15日(火)は、投票できませんので、特に

注意ください。

▼場所 役場 第1庁舎1階ロビー

郵便投票制度

身体に重度の障がいがある方は、郵便による不在者投票ができますが、選挙管理委員会があらかじめ交付する「郵便投票証明書」が必要となります。

この証明書は、表にある手帳をお持ち

の方からの申請により交付されます。また、郵便投票ができる方のうち、さらに一定の障がいに該当する方は代理投票もできます。



参議院議員選挙の投票立会人を募集します

- ▼応募資格要件 町内に居住し、播磨町の選挙人名簿に登録のある有権者
- ▼募集人数 各投票所2人ずつ合計26人。応募者多数の場合は抽選で決定します
- ▼立会場所 名簿に登録されている投票所
- ▼立会日時 投票日当日7月11日(日)午前6時45分～午後8時(日が変わる場合もあります)
- ▼報酬 1万1千円(税引き後1万6千円支給)

- ▼応募方法 6月4日(金)までに、電話、FAXまたはメールで応募してください
- ※FAX・メールでの応募は、件名「参議院選挙投票立会人」・住所・氏名・生年月日・常時連絡の可能な電話番号を記入してください。
- ▼応募・問合せ 選挙管理委員会 ☎079(435)0357
- FAX 079(435)3398
- メールアドレス soumu@town.harima.jp

▶郵便投票ができる方

手帳などの種類	障がいなどの程度	
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能	1級または2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	1級または3級
	免疫	1級から3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹	特別項症から第2項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	特別項症から第3項症
介護保険の被保険者証	要介護状態区分	要介護5

▶郵便投票ができる方で、さらに次に該当する方は代理投票ができます

手帳などの種類	障がいなどの程度	
身体障害者手帳	上肢または視覚	1級
戦傷病者手帳	上肢または視覚	特別項症から第2項症

※投票用紙などの請求は、6月16日(水)までに申請が必要です。

